

県外法定講習の受講申請から取引士証交付までの流れ

①申請者

福島県建築指導課へ「受講承認願」及び「講習受講証明書」に必要事項を記入し、返信用封筒を同封して送付する。

注1) 送付前に、受講しようとする都道府県の法定講習実施団体に、福島県登録の宅地建物取引士が受講可能かどうかを確認してください。

注2) 講習は有効期間満了期日前6ヶ月以内に行われるものを受講してください。



②福島県

送付された書類の審査等を行い、押印のうえ申請者へ返送する。



③申請者

送付された書類を添えて、講習実施団体に受講を申込み。



④申請者

法定講習受講後、講習実施団体に証明（記名・押印）してもらった講習受講証明書を添付し、福島県建築指導課に宅地建物取引士証の交付申請書を送付する。

注) 詳細は別紙「宅地建物取引士証の交付申請の手続きについて」を参照してください。



⑤福島県

受付後、宅地建物取引士証を郵送で交付する。

書類送付・連絡先

〒960-8670

福島県福島市杉妻町2-16

福島県建築指導課 指導審査担当

TEL (024) 521-7523

別 紙

宅地建物取引士証の交付申請の手続きについて

他の都道府県で法定講習受講後に、宅地建物取引士証の交付申請をする場合には、下記のとおりとなります。

記

【県内に在住の方】

住所地を所管する各建設事務所に以下の提出書類等を提出してください。

- ・宅地建物取引士証交付申請書
- ・福島県の収入証紙4,500円（消印はしないでください。）
- ・顔写真2枚（カラー、縦3.0 cm×横2.4 cm、無帽、上三分身、正面、無背景。申請直前6ヵ月以内に撮影したもの。裏面に氏名及び撮影年月日を記入。1枚は交付申請書に貼付し、1枚はそのまま提出してください。）
- ・講習受講証明書（受講した団体から証明を得たもの。）

【県外に在住の方】

福島県建築指導課（送付先：〒960-8670 福島市杉妻町2番16号）まで、以下の提出書類等と434円の郵便切手を貼付した返信用封筒（送付先及び宛名を明記してください。簡易書留で返信します。）を同封の上、郵送にて提出してください。

- ・宅地建物取引士証交付申請書
- ・福島県の収入証紙4,500円（消印はしないでください。）
- ・顔写真2枚（カラー、縦3.0 cm×横2.4 cm、無帽、上三分身、正面、無背景。申請直前6ヵ月以内に撮影したもの。裏面に氏名及び撮影年月日を記入。1枚は交付申請書に貼付し、1枚はそのまま提出してください。）
- ・講習受講証明書（受講した団体から証明を得たもの。）

【福島県の収入証紙について】

福島県の収入証紙については、県内の収入証紙売りさばき所にて購入できます。

福島県の収入証紙売りさばき所の一覧については、福島県のホームページ

（URL：<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/55015a/urisabakijyo.html#%E5%A3%B2%E3%82%8A%E3%81%95%E3%81%B0%E3%81%8D%E6%89%80%E4%B8%80%E8%A6%A7>）に掲載していますので、参考にしてください。

なお、**県外在住の方**は、郵送による購入手続きが可能です。上記HPを参照いただくか、福島県庁消費組合売店（TEL：024-522-0565）にお問い合わせください。